

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための 子の返還手続等の整備に関する要綱案のたたき台（その1・改訂版）

第1 総則

1 趣旨

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づく子の返還に関する事件の手続については、他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

2 裁判所及び当事者の責務

裁判所は、子の返還に関する事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に子の返還に関する事件の手続を進行しなければならないものとする。

3 最高裁判所規則

この要綱に定めるもののほか、子の返還に関する事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

第2 子の返還申立事件の手続

1 通則

(1) 子の返還の申立て

子の連れ去り又は留置により監護権を侵害された者は、〔現に〕子を監護している者に対し、この要綱の定めるところにより、子が最後に常居所を有していた国〔（以下「常居所地国」という。）〕に子を返還することを家庭裁判所に申し立てることができるものとする。

（注）ここでは、当事者適格として、子の連れ去り又は留置により監護権が侵害された者に申立人適格を、〔現に〕子を監護している者に相手方適格を認めることを前提としている。
なお、子が児童福祉施設に入所している場合や里親に委託されている場合など、行政上

の措置により事実上の監護状態が生じている場合には、施設長や里親には相手方適格を認めず、施設入所等直前まで子を監護していた者がある場合には、その者に相手方適格を認め、そのような者がいない場合には未成年後見人を選任し当該未成年後見人に相手方適格を認めることが相当であると思われる。この関係で、現に子を監護している者とした場合には、実際に子を養育している者が全て含まれるという誤解を生じさせることから、ここでは「現に」に亀甲括弧を付して提案している。

(2) 子の返還命令等

ア 子の返還事由

裁判所は、子の返還の申立てが次に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、子の返還を命じなければならないものとする。

- 一 子が十六歳に達していないこと。
- 二 子が日本国内に所在していること。
- 三 子が子の奪取条約の締約国である外国に常居所を有していたこと。
- 四 子が常居所を有していた国の法令によれば、子の連れ去り又は留置が申立人の有する監護権を侵害すること。

イ 子の返還拒否事由等

(ア) 裁判所は、アの規律にかかわらず、次に掲げる事由のいずれかがある〔と認める〕ときは、子の返還の申立てを却下しなければならないものとする。

- 一 子の返還の申立てが子の連れ去り又は留置の時から一年を経過した後にされたものであり、かつ、子が新たな環境に適応していること。
- 二 申立人が子の連れ去り又は留置の時に子に対して現実に監護権を行使していなかったこと（子の連れ去り又は留置がなければ申立人が子に対して現実に監護権を行使していたと認められる場合を除く。）。
- 三 申立人が子の連れ去り又は留置の前にこれに同意し、又は子の連れ去り又は留置の後にこれを同意したこと。
- 四 子が常居所を有していた国に子を返還することによって、子が心身に害悪を受け、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。

五 子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が返還されることを拒んでいること。

六 子が常居所を有していた国に子を返還することが我が国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものであること。

(イ) 裁判所は、(ア) 四に掲げる事由の有無を判断するに当たっては、次に掲げる事情その他一切の事情を考慮するものとする。

一 子が常居所を有していた国に子を返還した場合に子が申立人から身体に対する暴力その他の〔又はこれに準ずる〕心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）を受けるおそれの有無

二 子が常居所を有していた国に子を返還した場合に子と共に帰国した相手方が子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無

三 申立人及び相手方が子が常居所を有していた国において子を監護することが困難な事情の有無

(ウ) 裁判所は、(ア) に掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して子が常居所を有していた国に子を返還することが相当と認めるときは、子の返還を命ずることができるものとする。

(エ) 裁判所は、我が国において子の監護に関する裁判があったこと又は外国においてされた子の監護に関する裁判が我が国で承認される可能性があることを理由として、子の返還の申立てを却下する決定をしてはならない。ただし、これらの裁判の理由を子の返還の申立ての決定において考慮することを妨げない。

(注) ここでは、第8回の部会において検討した子の返還拒否事由についての【甲案】、【乙案】のうち、【乙案】をとることを前提に、さらに【A案】、【B案】のうち、【B案】を修正する形で、イ(イ)記載のとおり子の返還拒否事由について規定することとしている。

これまでの部会においては、【甲案】記載の各返還拒否事由（a, b, c）のいずれかが認められる場合には、【乙案】を採用しても、基本的に返還拒否の判断に至ることになると解されることから、その点において実質的な差はなく、そうであれば、条約適合性がより問題と

ならない【乙案】を採用することが望ましいという指摘がされていたところである。

そこで、このような指摘を踏まえ、条約第13条第1項bに該当する場合につき、裁判所が考慮する要素を列挙するにとどめる【乙案】を前提に、子の返還拒否事由について規律することとした。なお、裁判所が考慮する要素として、【A案】のように、「相手方以外の者〔(里親や施設その他の者を含む。)〕が子が常居所を有していた国において子を監護することが子の利益に反し、かつ、相手方が子が常居所を有していた国において子を監護することが困難な事情の有無」のような複合的な考慮要素を掲げることについては、①裁判所が子に対する重大な危険の有無を総合的に考慮するに当たって、他の要素とは異なる特殊な考慮が必要となること、②この考慮要素自体、子の利益に反するかどうかといった評価を含むものであり、このような評価を含むものを考慮要素としてさらに子に対する重大な危険の有無を評価することが適切ではないこと、さらに③この考慮要素は、複合的な要素からなるものであるが、【乙案】では列挙された考慮要素以外の一切の事情を考慮することが許容される以上、敢えて複合的な考慮要素を掲げる意味に乏しいことのほか、法制上の問題を有するものと思われる。そこで、ここでは【B案】のように、複合的な考慮要素とはしない形で考慮要素につき規定することが相当であると思われる。その上で、第8回の部会で検討された【B案】、すなわち、考慮要素を「子が常居所を有していた国において、子を監護することができる者〔(里親や施設その他の者を含む。)〕の状況」とすることについては、①他の考慮要素とは異なり価値中立的であって、裁判所における判断に困難を伴うこと、②単に監護することができる者の状況とただけでは、具体的にどのような事情が考慮されることになるのか分かりにくいことなどの指摘がされたところである。そこで、ここでは、これらの指摘を踏まえ、「申立人及び相手方が子が常居所を有していた国において子を監護することが困難な事情の有無」を考慮要素として掲げることとした。

なお、第8回の部会においては、子を監護することができる者として、里親や施設その他の者を含む旨を【甲案】、【乙案】ともに亀甲括弧で記載していたが、【乙案】をとる場合には、子が常居所を有する国に返還された場合、子が里親や施設その他の者に預託されることになることについても、子に対する重大な危険の判断の中で総合考慮され得ること、【乙案】をとる場合には、条約適合性の観点から積極的に条約第13条第1項に該当する場合について限定的に明記する必要性がなくなること、考慮要素として、このような複雑な事情を掲げるとは【B案】を採用することとした意味を損なうことになること、子が里親や施設その他の

者に預託されることになること自体、考慮要素の典型例とは言い難いことから、この点を積極的に明示しないこととしている。

(3) 裁判所

ア 管轄

(7) 管轄

① 次に掲げる場合における子の返還の申立ては、次に定める家庭裁判所の管轄に専属するものとする。

一 子の住所地（ただし、日本国内に子の住所がないとき又は住所が知れないときはその居所地。二において同じ。）が、東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にある場合 東京家庭裁判所

二 子の住所地が、大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内にある場合 大阪家庭裁判所

② ①の場合において、日本国内に子の居所がないとき又は居所が知れないときは、東京家庭裁判所の管轄に属するものとする。

(注) ここでは、パブリックコメントの結果も踏まえ、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所に管轄の集中を認めることを前提としている。高等裁判所の所在地の家庭裁判所8庁に管轄を認めるべきとの見解（中間取りまとめの【丙案】）については、我が国において子の返還申立事件の事件数が多くはないものと見込まれる中、裁判手続を運用する裁判所において、事件を担当する裁判官のみならず、スタッフも含めた組織全体の体制を整備することが不可欠であること、事件処理についての専門的知見の集積、事例の蓄積、裁判官及び弁護士の専門性の向上等を考慮すれば、制度発足当初からの規律としては必ずしも相当ではないと考えられる。そこで、他の管轄集中の例にもならぬ、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所に管轄を集中することとしている。

(イ) 併合申立てによる管轄

一の申立てで二以上の子の返還の申立てをする場合には、(ア)の規律によ

り一人の子の返還の申立てについて管轄権を有する裁判所にその申立てをすることができるものとする。

(ウ) 管轄裁判所の指定

① 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近の上級裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。この裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

② 裁判所の管轄区域が明瞭でないため管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

(エ) 管轄の標準時

裁判所の管轄は、子の返還の申立てがあった時を標準として定めるものとする。

(オ) 管轄の合意

① 当事者は、第一審に限り、合意により(ア)①に掲げる裁判所の一を管轄裁判所と定めることができるものとする。

② ①の合意については、民事訴訟法第11条第2項及び第3項の規定と同様の規律を設けるものとする。

(注) 当事者が合意できる管轄裁判所としては、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所の2庁に限ることを前提としている。

(カ) 移送等

① 裁判所は、子の返還申立事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。

② 家庭裁判所は、①に該当する場合であっても、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、当該事件の全部又は一部を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所（(ア)①に定める家庭裁判所に

限るものとする。)に移送することができる。ただし、(ア)①に定める家庭裁判所にあつては自ら処理することができるものとする。

- ③ 家庭裁判所は、子の返還申立事件がその管轄に属する場合においても、当該事件を処理するため特に必要があると認めるときは、職権で、当該事件の全部又は一部を他の家庭裁判所（(ア)①に定める家庭裁判所に限るものとする。）に移送することができるものとする。
- ④ ①から③までの規律による移送の裁判及び①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑤ ④による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。
- ⑥ 子の返還申立事件の移送の裁判については、民事訴訟法第22条の規定と同様の規律を設けるものとする。

(注) 移送先の裁判所及び自庁処理可能な裁判所は、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所に限ることを前提としている。

イ 裁判所職員の除斥及び忌避

(7) 裁判官の除斥

- ① 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥されるものとする。ただし、六に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。
 - 一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は当事者となる資格を有する者であるとき。
 - 二 裁判官が当事者又は子の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。
 - 三 裁判官が当事者又は子の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
 - 四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。

五 裁判官が事件について当事者又は子の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

② 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をするものとする。

(注) ①の一の「当事者となる資格を有する者」については、裁判手続において相手方とされている者と共同で子を監護しているが、当該裁判手続においては相手方となっていない者や、裁判手続において申立人とされている者と共同監護権を有しており、同様に子の連れ去りによって監護権を侵害されたが、申立人となっていない者を想定している。

なお、子を連れ去ったが子の監護に全く関与しておらず、相手方適格が認められない、すなわち当事者となる資格を有しない者については、一律に除斥事由があるものとはせず、事案に応じて忌避事由に該当するかどうかの問題となる。

(イ) 裁判官の忌避

① 裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができるものとする。

② 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができないものとする。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでないものとする。

(ウ) 除斥又は忌避の裁判及び手続の停止

① 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が裁判をするものとする。

② ①の裁判は、合議体とするものとする。

③ 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。

- ④ 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで子の返還申立事件の手続を停止しなければならないものとする。ただし、急速を要する行為については、この限りでないものとする。
- ⑤ 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、③は、適用しないものとする。
- 一 子の返還申立事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなき。
 - 二 (イ)②に違反するとき。
 - 三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。
- ⑥ ⑤の裁判は、①及び②にかかわらず、忌避された受命裁判官等（受命裁判官、受託裁判官又は子の返還申立事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。（エ）③ただし書において同じ。）がすることができるものとする。
- ⑦ ⑤の裁判をした場合には、④本文にかかわらず、子の返還申立事件の手続は停止しないものとする。
- ⑧ 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- ⑨ 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(イ) 裁判所書記官の除斥及び忌避

- ① 裁判所書記官の除斥及び忌避については、(ア)、(イ)並びに(ウ)③、⑤、⑧及び⑨の規律と同様の規律を設けるものとする。
- ② 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった子の返還申立事件に関与することができないものとする。ただし、①において規律する(ウ)⑤と同様の規律に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは、この限りでないものとする。
- ③ 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属

する裁判所がするものとする。ただし、②ただし書の裁判は、受命裁判官等（受命裁判官又は受託裁判官にあっては、当該裁判官の手續に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限るものとする。）がすることができるものとする。

(カ) 家庭裁判所調査官の除斥

- ① 家庭裁判所調査官の除斥については、(ア)並びに(ウ)②、⑧及び⑨（忌避に関する部分を除く。）の規律と同様の規律を設けるものとする。
- ② 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあったときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった子の返還申立事件に関与することができないものとする。
- ③ 家庭裁判所調査官の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がするものとする。

(注) 家庭裁判所調査官については、家事事件手続法と同様に、忌避の制度は設けないことを前提としている。

(4) 当事者

ア 当事者能力及び手続行為能力

(7) 当事者能力及び手続行為能力の原則等

- ① 当事者能力、子の返還申立事件の手續における手續上の行為（以下「手続行為」という。）をすることができる能力（以下①において「手続行為能力」という。）、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授權については、民事訴訟法第28条、第29条、第33条並びに第34条第1項及び第2項の規定と同様の規律を設けるものとする。
- ② 成年被後見人及び未成年者は、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができるものとする。被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とするものとする。

- ③ 後見人が他の者がした子の返還の申立て又は抗告について手続行為をするには、後見監督人の同意を要しないものとする。
- ④ 後見人が次に掲げる手続行為をするには、後見監督人の同意がなければならぬものとする。
 - 一 子の返還の申立ての取下げ又は和解
 - 二 終局決定に対する即時抗告，3(1)イ(ア)①の抗告又は同ウ(ア)②の申立ての取下げ

(注) ここでは、家事事件手続法第118条と同様に、意思能力がある限り、手続行為能力を認めることを前提としている。その場合、①のうち、民事訴訟法第28条の規定と同様の規律を設ける必要性について検討する必要がある。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

親権を行う者又は後見人は、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為（子の返還の申立てを除く。）をすることができるものとする。

(ウ) 特別代理人

- ① 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、子の返還申立事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができるものとする。
- ② 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてするものとする。
- ③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができるものとする。
- ④ 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならぬものとする。
- ⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(エ) 法定代理権の消滅の通知

法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ

ば、その効力を生じないものとする。

(オ) 法人の代表者等

法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規律と同様の規律を設けるものとする。

イ 参加

(ア) 当事者参加

- ① 当事者となる資格を有する者は、当事者として子の返還申立事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ ①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(イ) 子の参加

- ① 子の返還申立事件において返還を求められている子は、子の返還申立事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 裁判所は、相当と認めるときは、職権で、子を、子の返還申立事件の手續に参加させることができるものとする。
- ③ ①による参加の申出は、参加の趣旨及び理由を記載した書面でなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①の規律により子が①の手續に参加しようとする場合において、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して当該子が①の手續に参加することが当該子の利益を害すると認めるときは、①による参加の申出を却下しなければならないものとする。
- ⑤ ④の規律により①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

⑥ ①及び②の規律により子の返還申立事件の手續に参加した子（以下単に「手續に参加した子」という。）は、当事者がすることができる手續行為（子の返還の申立てを却下する裁判に対する不服申立て、子の返還の申立ての取下げ並びに終局決定に対する不服申立て及び裁判書書記官の処分に対する異議の取下げを除く。）をすることができるものとする。ただし、裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、手續に参加した子が異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限るものとする。

(ウ) 手續からの排除

- ① 裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を子の返還申立事件の手續から排除することができるものとする。
- ② ①による排除の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 手續代理人及び補佐人

(7) 手續代理人の資格

- ① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手續代理人となることができないものとする。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手續代理人とすることができるものとする。
- ② ①ただし書の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。

(イ) 裁判長による手續代理人の選任等

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（手續行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要する場合に限る。）（以下、(イ)において「手續制限行為能力者」という。）手續行為につき行為能力の制限を受けた者が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手續代理人に選任することができるものとする。
- ② 手續制限行為能力者が①の申立てをしない場合においても、裁判長は、

弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができるものとする。

- ③ ①及び②の規律により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続制限行為能力者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とするものとする。

(ウ) 手続代理人の代理権の範囲

- ① 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加〔及び強制執行〕〔、強制執行及び保全処分〕に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができるものとする。
- ② 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならないものとする。
- 一 子の返還の申立ての取下げ又は和解
 - 二 終局決定に対する即時抗告、3(1)イ(ア)①の抗告又は同ウ(ア)②の申立て
 - 三 前号の抗告（即時抗告を含む。）又は申立ての取下げ
 - 四 代理人の選任
- ③ 手続代理人の代理権は、制限することができないものとする。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでないものとする。
- ④ ①から③までの規律は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。

(エ) 手続代理人の代理権の消滅の通知

手続代理人の代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(オ) 手続代理人及びその代理権に関する規律

手続代理人及びその代理権については、民事訴訟法第34条（第3項を除く。）及び56条から第58条まで（同条第3項を除く。）の規定と同様の規律を設けるものとする。

(カ) 補佐人

子の返還申立事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第60条

の規定と同様の規律を設けるものとする。

(5) 手続費用

ア 手続費用の負担

(7) 手続費用の負担

- ① 子の返還申立事件の手続の費用（以下「手続費用」という。）は、各自の負担とするものとする（注）。
- ② 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び手続に参加した子がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者〔又は手続に参加した子〕に負担させることができるものとする。

(注) 家事事件手続と異なり勝敗が観念しやすいことから、敗訴者負担とすることも考えられるが、本手続が、当事者の私的利益実現のためだけの手続ではなく、子の利益のために行われるという性格を考慮して、各自の負担とするものとしている。

(イ) 手続費用の負担の裁判等

- ① 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用（裁判所が第2の1(7)により事件を家事調停に付した場合にあっては、家事調停に関する手続の費用を含む。）の全部について、その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができるものとする（注）。
- ② 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、手続の総費用（裁判所が第2の1(7)により事件を家事調停に付した場合にあっては、家事調停に関する手続の費用を含むものとする。）について、その負担の裁判をしなければならないものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

(注) 調停に関する手続の費用については、調停に付した後調停が成立した場合は、当該

調停の中で取り決められるものであるが、不成立となった場合に、本規律に基づき、事件を完結する裁判において負担の裁判をするものとしている。

(ウ) 手続費用の立替え

事実の調査，証拠調べ，呼出し，告知その他の子の返還申立事件の手続に必要な行為に要する費用は，国庫において立て替えることができるものとする。

(エ) 和解の場合の負担

当事者が裁判所において和解をした場合において，和解の費用又は手続費用の負担について特別の定めをしなかったときは，その費用は，各自が負担するものとする。

(オ) 手続費用の負担及び手続費用額の確定手続等

- ① 手続費用の負担については，民事訴訟法第69条から第74条までの規定（裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分を除く。）と同様の規律を設けるものとする。
- ② ①において規律する民事訴訟法第69条第3項と同様の規律による即時抗告並びに同法第71条第4項，第73条第2項及び第74条第2項と同様の規律による異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

イ 手続上の救助

- ① 子の返還申立事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がないう者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては，裁判所は，申立てにより，手続上の救助の裁判をすることができるものとする。ただし，救助を求める者が不当な目的で子の返還の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなきときは，この限りでないものとする（注）。
- ② 手続上の救助については，民事訴訟法第82条第2項及び第83条から第86条まで（同法第83条第1項第3号を除くものとする。）の規定と同様の規律を設けるものとする。

(注) 適用要件としては、民事訴訟法と同様に、「勝訴の見込みがないとはいえない」とすることも考えられるが、このような適用要件を設ける趣旨が濫用防止であること、返還を求められた相手方が利用することも考えられるところ、原則として返還することが想定されている手続であることから、勝訴の見込みがないことを要件とすることにはやや問題があり、家事事件手続法同様、不当な目的で申立て等を行っているものではないこととしている。

(6) 子の返還申立事件の審理

ア 手続の非公開

子の返還申立事件の手続は、公開しないものとする。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

(注) 「相当と認める者」については、事案ごとの判断になるが、例えば、兄弟姉妹、子が入所している施設の職員、援助申請を受けた中央当局が考えられる。

イ 期日及び期間

- ① 子の返還申立事件の手続の期日は、職権で裁判長が指定するものとする。
- ② 子の返還申立事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。
- ③ 子の返還申立事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができるものとする。
- ④ 子の返還申立事件の手続の期日及び期間については、民事訴訟法第94条から第97条までの規定と同様の規律を設けるものとする。

ウ 手続の併合等

- ① 裁判所は、子の返還申立事件の手続を併合し、又は分離することができるものとする。
- ② 裁判所は、①による裁判を取り消すことができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者を異にする子の返還申立事件についての手続の併合を命じた場合において、その前に尋問した証人について、尋問の機会がなか

った当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならないものとする。

エ 法令により手続を続行すべき者による受継【P】

- ① 当事者が死亡以外の事由によって子の返還申立事件の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならないものとする。
- ② 法令により手続を続行する資格のある者が①による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ ①の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続をする資格のある者に子の返還申立事件の手続を受け継がせることができるものとする。

(注)「法令により手続を続行する資格のある者」としては、例えば当事者が子を監護する施設など法人であった場合において、当該法人が合併により消滅したときに合併により設立された法人又は合併後も存続する法人が手続を受け継ぐ場合を想定している。

オ 他の〔申立権者〕による受継【P】

- ① 子の返還申立事件の申立人が死亡によってその手続を続行することができない場合において、当該子の返還の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぐことができるものとする。
- [② 子の返還申立事件の相手方が死亡によってその手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、相手方の死亡後に子を監護している者に、その手続を受け継がせることができるものとする。]
- ③ ①による受継の申立ては、申立人が死亡した日から1月以内にしなければならないものとする。

(注) 相手方が一人である手続において当該相手方が死亡した場合には、二当事者対立構造の一方当事者が欠けることになるため当然に手続が終了するとする考え方と、返還を求

める対象である子が存在する以上、上記の場合に相手方が死亡したとしても手続は当然には終了しないとする考え方があり得る。

前者の考え方を採った場合には、手続を終了させずに相手方の死亡後に子を監護している者を新たに相手方として手続を続行することができるようにするために、上記②のような規律が必要になると考えられる。なお、この場合には、受継の申立てを却下する裁判に対する即時抗告を認める必要があると考えられる。

他方、後者の考え方を採った場合には、中間取りまとめにおける整理と同様に、相手方の死亡後に子を監護している者を手続に参加させる方法（(4)イ(ア)①及び②）によって対応することで足りると考えられる。

なお、いずれの場合であっても、相手方の死亡後に子の所在及び子を新たに監護している者が知れず、合理的な期間内に（例えば、③と同様）これらが判明しないときは、手続を終了させることができるものとし、そのために必要な規律を設けることを前提としている。

カ 送達及び手続の中止

送達及び子の返還申立事件の手続の中止については、民事訴訟法第1編第5章第4節及び第130条から第132条まで（同条第1項を除くものとする。）の規定と同様の規律を設けるものとする。

（注1）送達場所等の届出の規律に関し、日本国内に住所を有しない申立人が日本国内に事務所等を有する手続代理人をつけないようなケースもまれにはあると考えられるが、この場合に、我が国の中央当局を送達場所及び送達受取人として届け出ることができるものとするなどの手当てをすることについては、個別の事案において仮に申立人等と中央当局との間で合意ができれば、これに基づき当該申立人等が中央当局を送達場所等として届け出ること、民事訴訟法第104条の規定と同様の規律により可能であると考えられることを前提としている。

（注2）公示送達の規定についても民事訴訟法と同様の規律を設けることとしているが、手続の当初から相手方及び子の所在が不明である場合には、公示送達により手続を進めることはできないものとするを前提としている（2(1)ウ)①後段参照）。

キ 裁判所書記官の処分に対する異議

- ① 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をするものとする。
- ② ①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

ク 調書の作成等

裁判所書記官は、子の返還申立事件の手続の期日について、調書を作成しなければならないものとする。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができるものとする。

ケ 記録の閲覧等【④について別途検討】

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付（以下「閲覧等」という。）又は子の返還申立事件に関する事項の証明書の交付を請求することができるものとする。
- ② ①は、子の返還申立事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらの準ずる方法により一定の事項を記録した物を含むものとする。）に関しては、適用しないものとする。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者から①及び②による許可の申立てがあったときは、これを許可しなければならないものとする。
- ④【P】裁判所は、相手方又は子の住所地又は居所地が記載され、又は記録された部分（以下「住所等表示部分」という。）についての閲覧等又はその複製は、③にかかわらず、③の申立てを許可しないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないものである。
 - 一 当該住所等表示部分の閲覧等又はその複製に対する相手方の同意があるとき
 - 二 子の返還を命ずる決定が確定した〔後において、申立人が強制執行の

申立てをするために必要がある] とき

- ⑤ 裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、③及び④ただし書にかかわらず、③の申立てを許可しないことができるものとする。審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に③の申立てを許可することを不相当とする特別の事情があると認められるときも、同様とするものとする。
- ⑥ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①又は②による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができるものとする。
- ⑦ 裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は子の返還申立事件に関する事項の証明書については、当事者は、①にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができるものとする。
- ⑧ 子の返還申立事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、子の返還申立事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。
- ⑨ ③の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑩ ⑨による即時抗告が子の返還申立事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ⑪ ⑩による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注)【P】 ④二の要件は強制執行において申立人が住所等表示部分の閲覧謄写をする必要があることに配慮し、同部分の一律不開示の規律を外すものであるところ、その表現振りについて、更に検討する必要がある。なお、仮に④二に該当する場合であっても、⑤において開示の当否は別途判断され得る。

(7) 付調停【P】

ア 付調停

家庭裁判所及び高等裁判所は、当事者の同意を得て、いつでも、職権で、子の返還申立事件を家事調停に付することができるものとする。

イ 家事事件手続法の特則（注1）

- ① 裁判所は、アの規定により事件を調停に付する場合においては、〔家事事件手続法第274条第2項及び第3項の規定にかかわらず、〕家事調停事件を自ら処理するものとする。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を当該裁判所以外の家庭裁判所(第2の1(3)ア(ア)①に定める裁判所に限るものとする。)に処理させることができるものとする（注2）。
- ② ①の規律により事件を調停に付した場合、調停において当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意についての記載は、家事事件手続法第268条第1項の規定にかかわらず、〔(6)イ①に規定する確定した子の返還を命ずる決定〕と同一の効力を有する【P】ものとする（注3）。

(注1) 調停に付した場合、家事事件手続法に基づき一般調停の手続を利用することになるが、その適用にあたっての特則は、本法で規定するものとしている。

(注2) 調停に付した場合、家事事件手続法の一般的な規律によると、相手方の住所地を管轄する裁判所が管轄裁判所となる。もっとも、本手続においては、本手続の専門性、迅速処理の要請から、管轄の集中を認めており、調停によって事件の解決を図る場合にも、本手続に精通した裁判所において、通常の調停とは異なる運用で迅速に処理されるのが望ましい。そこで、当該子の返還申立事件が係属している裁判所が自ら行うことを原則としている。ただし、管轄の集中が認められた他方の裁判所であれば、これに行わせることとしても管轄の集中を認めた趣旨に反しないことから、家事調停事件を処理するために特に必要があるときは、管轄の集中を認められた他方の裁判所にも管轄を認めることができるものとしている。

(注3) 付調停にもとづき開始された調停が成立した場合、子の返還に関する部分の効力については、子の返還を命ずる裁判と同様に、迅速に執行される必要があるから、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとするのが考えられる。もっとも、調停によった場合、その調停事項には、子の返還に関するもののみならず、広く種々のことが含まれ得るため、一律に効力を論じるのは相当ではないと思われること、家事事件手続法においても、調停調書が執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとされているのは、乙類審判事項について調停が成立した場合のみであること（家事事件手続法第268条第1項）に照らし、子の返還に関する部分以外の調停調書の効力については、家事事件手続法第268条第1項の規律によるものとし、具体的には調停事項によってその効力を異にするものとするのが相当である。

ウ 子の返還申立事件の手続の中止

子の返還申立事件が係属している裁判所が(7)アの規律により事件を調停に付したときは、子の返還申立事件が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで子の返還申立事件の手続を中止することができるものとする。

エ 子の返還の申立ての取下げの擬制等

子の返還申立事件が係属している裁判所が(7)アの規律により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は家事事件手続法第284条第1項の規定による審判が確定したときは、当該子の返還申立事件について申立ての取下げがあったものとみなすものとする。

(8) 電子情報処理組織による申立て等

- ① 子の返還申立事件の手続における申立てその他の申述（次項において「申立て等」というものとする。）については、民事訴訟法第132条の10第1項から第5項までの規定（支払督促に関する部分を除くものとする。）と同様の規律を設けるものとする。
- ② ①において規律する民事訴訟法第132条の10第1項本文の規定と同様の規律によりされた申立て等に係るこの法律の他の規律による子の返還申立事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、同条第5項の書面をもってするものとするものとする。当該申立て等に係る書類の

送達又は送付も、同様とするものとする。

2 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続

(1) 子の返還の申立て等

ア 申立ての方式等

- ① 子の返還の申立ては、申立書（以下「子の返還の申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならないものとする。
- ② 子の返還の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 [子の返還申立事件の手続により子の返還を求める旨][申立ての趣旨]
- ③ 申立人は、二以上の子について返還を求める場合は、一の申立てにより求めることができるものとする。
- ④ 子の返還申立事件の申立書が②に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い子の返還の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。
- ⑤ ④の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、子の返還申立事件の申立書を却下しなければならないものとする。
- ⑥ ⑤の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 申立ての変更【P】

- ① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨を変更することができるものとする。ただし、2(5)アにより審理を終結した後は、この限りでないものとする。
- ② 申立ての趣旨の変更は、子の返還申立事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、申立ての趣旨の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 申立ての趣旨の変更により子の返還申立事件の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすること

ができるものとする。

(注) 子の返還の申立てを認容する裁判の主文は、相手方に対し、子を常居所地国に返還することを命ずるものに限るのであれば、申立書の必要的記載事項は、子を特定した上で、「子の返還申立事件の手続により（特定したその）子の常居所地国への返還を求める。」旨の記載があれば足りる。法文上、その旨を記載するか、申立ての趣旨とするか亀甲括弧で提案するものである。

また、上記のとおり主文が限られるとしても、例えば、申立人がアメリカとカナダとに住居を有し、子と共に両国を行ったり来たりする生活をしていた事案で、返還の申立ての際にはアメリカを常居所地国としていたが、審理の過程で、カナダを常居所地国にすべきと考えられたため、当該返還の申立てにおける常居所地国をカナダに変更する場合、常居所地国が異なれば申立ては別のものになると考えるなら、申立ての変更によるが必要になると考えられる。

もっとも、上記のような場合は同一の申立ての範囲内であって、申立ての変更は不要であると考えれば、申立ての変更の規律も不要となる。

ウ 申立書の写しの送付等

- ① 子の返還の申立てがあった場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、子の返還の申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとする。子の返還の申立書の写しの送付は、公示送達の方法によっては、することができないものとする。
- ② ①による子の返還の申立書の写しの送付をすることができない場合については、2(1)ア④から⑥までの規律と同様の規律を設けるものとする。
- ③ 裁判長は、①による子の返還の申立書の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、子の返還の申立書を却下しなければならないものとする。
- ④ ③の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(2) 子の返還申立事件の手続の期日

ア 裁判長の手続指揮権

- ① 子の返還申立事件の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮するものとする。
- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が子の返還申立事件の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をするものとする。

イ 受命裁判官による手続

- ① 家庭裁判所は、受命裁判官に子の返還申立事件の手続の期日における手続を行わせることができるものとする。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、2(3)カ③又は2(3)コ①において規律する民事訴訟法第2編第4章第1節から第6節までの規定と同様の規律により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限るものとする。
- ② ①の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

ウ 音声の送受信による通話の方法による手続

- ① 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、子の返還申立事件の手続の期日における手続（証拠調べを除くものとする。）を行うことができるものとする。
- ② 子の返還申立事件の手続の期日に出頭しないで①の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) 外国にいる当事者等との間で音声の送受信の方法による通話の手続を行うことについては、当該国の主権侵害の問題があるので、原則としてできないことを前提としている。

エ 通訳人の立会い等その他の措置

子の返還申立事件の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第154条の規定と同様の規律を，子の返還申立事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者，手続に参加した子，代理人及び補佐人に対する措置については同法155条の規定と同様の規律を設けるものとする。

(3) 事実の調査及び証拠調べ

ア 事実の調査及び証拠調べ等

① 家庭裁判所は，職権で事実の調査をし，かつ，申立てにより又は職権で，必要と認める証拠調べをしなければならないものとする。

[② ①にかかわらず，1(2)の子の返還事由については申立人が，子の返還拒否事由については相手方が資料を提出するものとするものとする。この場合において，家庭裁判所は，必要があると認めるときは，職権で，事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。]

[③ 当事者は，適切かつ迅速な審理及び裁判の実現のため，事実の調査及び証拠調べに協力するものとするものとする。]

(注1) ①は，本手続における裁判資料の収集方法として職権探知主義を原則とする旨を表す趣旨であり，②は，①の原則と相まって，1(2)の子の返還事由及び子の返還拒否事由については客観的証明責任を負う当事者が第一次的に資料を提出すべきものとしつつ，必要と認めるときは裁判所が職権で事実の調査及び証拠調べをすることができる旨を表す趣旨であり，中間とりまとめにおける考え方を維持するものである。もっとも，1(2)ア及びイにおいて「裁判所は，返還事由のいずれにも該当すると認めるときは，子の返還を命じなければならない。」，「裁判所は，返還拒否事由のいずれかに該当すると認めるときは，子の返還の申立てを却下しなければならない。」旨が規律されていることにより，子の返還事由及び子の返還拒否事由については，それぞれ申立人及び相手方が証明責任を負い，第一次的に裁判資料を提出すべき地位に立ち，裁判所による職権探知は補充的なものにとどまることが，解釈上，当然に導かれるものと考えることができれば（民法第770条及び人事訴訟法第20条参照），あえて法律に「子の返還事由及び子の返還拒

否事由については、証明責任を負う当事者が資料を提出しなければならない。」旨の明文の規定を設けるまでもなく、例えば、最高裁判所規則に確認的に②と同趣旨の規定を設けることで足りるとも考えられることから、②には亀甲括弧を付している。

(注2) ③については、(注1)記載のとおり、①及び②において子の返還事由及び子の返還拒否事由については当事者が第一次的に資料を提出しなければならないとの考え方を採っている以上、③のような当事者の協力義務をあえて規律する必要がないとも考えられることから、亀甲括弧を付している。

イ 疎明

疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならないものとする。

ウ 家庭裁判所調査官による事実の調査

- ① 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ② 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとするものとする。
- ④ 家庭裁判所調査官は、③による報告に意見を付することができるものとする。

エ 家庭裁判所調査官の期日への立会い等

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、子の返還申立事件の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち合わせることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、①により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができるものとする。

(注) 子の返還申立事件の手続では、審理の対象となる事項が限定されており、審理の過程で子の家庭環境その他の環境の調整を行う必要性が生ずる場面が具体的に想定されないことから、家事事件手続法第59条第3項及び第4項の規定に相当する規律は、設けな

いものとするを前提としている。

オ 裁判所技官による診断等

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとする。
- ② ①の診断についてはウ②から④までの規律と同様の規律を、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述についてはエの規律と同様の規律を設けるものとする。

カ 事実の調査の嘱託等

- ① 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ② ①による嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ④ ①から③までの規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

(注) ①及び②に関し、本手続においては、事実の調査の嘱託先及び再嘱託先に簡易裁判所を含める具体的な必要性はないと考えられるため、嘱託先及び再嘱託先を家庭裁判所に限定している。

キ 調査の嘱託等

家庭裁判所は、必要な調査を〔中央当局を含む〕官庁、公署その他相当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他相当と認める者に対し子の生活の状況その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。

(注1) 調査の嘱託先である官庁に中央当局も含まれることを明示すべきか否かについては、法制的な面も踏まえて、なお検討する。いずれにしても、条約第7条第2項dに規定する中央当局間の情報交換に基づく調査等を中央当局に対して嘱託し得ることを前提としている。

(注2) 子の返還申立事件の性質を踏まえ、必要な報告を求めることができる対象として、学校及び保育所を例示し、また、報告を求める事項として、子の生活の状況を例示することとしている。

ク 事実の調査の通知

家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならないものとする。

ケ 陳述の聴取

- ① 家庭裁判所は、子の返還の申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当事者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができるものとする。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでないものとする。

(注) 陳述の聴取とは、中間とりまとめに注記したとおり、裁判官が審問の期日において口頭で聴取する場合だけでなく、裁判所が書面により照会する場合等も含むことを前提としている。また、審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くこととした場合の、当事者その他の陳述聴取の対象者に対する審問の期日への呼出しについては、人事訴訟法や非訟事件手続法の規律と同様に、呼び出すことができる旨の規律を特に設ける必要はないとの考えを前提としている。なお、各国の条約の運用の実態に鑑みれば、審問の期日を開いて申立人の陳述を聴くかどうかの判断に当たっては、審問の必要性和、審問が手続の

遅延につながらないか、申立人の負担（費用等）が過度にならないか等を考慮する必要がある。

コ 証拠調べ

- ① 子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第2編第4章第1節から第6節までの規定（同法第179条、第182条、第187条、第188条及び第207条第2項の規定を除く。）と同様の規律を設けるものとする。
- ② ①において設けるものとする規律による即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

（注1）イにおいて疎明について規律していることから、①では、民事訴訟法第188条の規定に相当する規律は設けないこととしている。

（注2）本手続における証拠調べの手続については、基本的に民事訴訟法の規定に倣った規律とすることとしており、家事事件手続法第64条第5項等の規定に相当する「家庭裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、子の返還申立事件の手続の期日に出頭することを命ずることができる。」旨の規律を設ける必要はないとの考えを前提としている。

サ 不法を証する文書の提出

裁判所は、申立人が、子の連れ去り又は留置が不法である旨を証する文書の子が常居所を有していた国において得ることができるときは、申立人に対し、当該文書を提出することを求めることができるものとする。

(4) 子の返還申立事件における子の意思の把握等

家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、終局決定をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないものとする。

(5) 審理の終結〔等〕

ア 審理の終結

家庭裁判所は、子の返還申立事件の手續においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者双方が立ち会うことができる子の返還申立事件の手續の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

イ 裁判日

家庭裁判所は、アにより審理を終結したときは、裁判をする日を定めなければならないものとする。

(6) 裁判

ア 裁判の方式

家庭裁判所は、子の返還申立事件の手續においては、決定で、裁判をするものとする。

イ 終局決定

- ① 家庭裁判所は、子の返還申立事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をするものとする。
- ② 家庭裁判所は、子の返還申立事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局決定をすることができるものとする。手續の併合を命じた数個の子の返還申立事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とするものとする（注）。

(注) 一部が裁判をするのに熟した場合は、複数の子について併合して申立てがされ、その一部が裁判をするのに熟した場合を想定している。たとえば、一の子が16歳に達したためにすみやかに却下すべき場合等である。また、併合申立てではなく、別に申し立てられた事件の手續を併合した場合は、後段の規律による。

ウ 終局決定の告知及び効力の発生

- ① 終局決定は、当事者及び子に対し、相当と認める方法で告知しなければならないものとする。ただし、子にあっては、子の年齢及び発達の程度そ

の他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでないものとする（注1）。

- ② 終局決定は、当事者に告知することによってその効力を生ずるものとする。ただし、子の返還を命ずる決定は、確定しなければその効力を生じないものとする（注2）。
- ③ 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとするものとする。
- ④ 終局決定の確定は、③の期間内にした即時抗告の提起により、遮断されるものとする。

（注1）当事者のみならず、子の返還を命ずる決定に対して即時抗告権を有する子にも告知するものとしている。もっとも、子に告知することが相当でない場合も考えられることから、ただし書を付加している。

（注2）終局決定の効果の発生は当事者の告知によることとしつつ、確定を待たずに子の返還の執行ができるとすれば、一度返還命令によって子が返還された後、原裁判の変更によって再び帰国を余儀なくされる事態となりかねず、子の福祉を害する（中間とりまとめ 30 参照）（執行停止を認めることも考えられるが、執行停止決定までの間に執行される可能性は否定できない。）。そこで、終局決定のうち子の返還を命ずる決定については、確定をまって効力を有するものとしている。家事事件手続法においても、審判は、審判を受ける者に告知することにより効力が生ずるが、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じないこととしており（同法第74条第2項）、同趣旨の規定である。

エ 子の返還を命ずる決定の執行力【P】

子の返還を命ずる決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。

（注）子の返還を命ずる決定を債務名義とする執行については特則を設けることから、同特則において、子の返還を命ずる決定の強制執行はその決定正本に基づいて実施すること

とができるものとするとも考えられ（民事執行法第25条ただし書参照），【P】としている。

オ 終局決定の方式及び裁判書

- ① 終局決定は，裁判書を作成してしなければならないものとする。
- ② 終局決定の裁判書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする（注）。
 - 一 主文
 - 二 理由
 - 三 当事者及び法定代理人
 - 四 裁判所

（注）決定の必要的記載事項のうち、「理由」について，家事事件手続法では「理由の要旨」で足りるものとされているが（同法第76条第2項第2号），事件の性質や返還事由・返還拒否事由について当事者に立証責任を課している手続構造等を考慮し，理由の記載を要するものとしている。

カ 更正決定

- ① 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは，家庭裁判所は，申立てにより又は職権で，いつでも更正決定をすることができるものとする（注）。
- ② 更正決定は，裁判書を作成してしなければならないものとする。
- ③ 更正決定に対しては，更正後の終局決定が原決定であった場合に即時抗告をすることができる者に限り，即時抗告をすることができるものとする。
- ④ ①の申立てを不適法として却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。
- ⑤ 終局決定に対し適法な即時抗告があったときは，③，④の即時抗告は，することができないものとする。

(注) 本手続においても、更正決定を必要とする場合は想定されるから、更正決定をすることができるものとしている。もっとも、子の返還申立てに対する終局決定に、「計算違い」があることは想定されないから、家事事件手続法第77条第1項とは異なり、「計算違い」は要件としてあげていない。

キ 終局決定に関するその他の手続

終局決定については、民事訴訟法第247条、第256条第1項及び第258条（第2項後段を除く。）の規定と同様の規律を設けるものとする。

ク 中間決定

- ① 家庭裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる（注）。
- ② 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

(注) 中間決定をする場合としては、当事者適格や返還事由・返還拒否事由の一部（例えば、常居所地国の認定）等に争いがある場合に、子の返還に関する終局裁判をする前提として決定をする場合が考えられる。

ケ 終局決定以外の裁判

- ① 終局決定以外の〔子の返還申立事件に関する〕裁判については、裁判を受ける者（裁判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずるものとする（注）。
- ② ①の裁判については、2(6)イから2(6)キまで（2(6)ウ②及び2(6)オ①を除くものとする。）の規律と同様の規律を設けるものとする。
- ③ 子の返還申立事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるものとする。
- ④ 終局決定以外の裁判は、判事補が単独ですることができるものとする。

(注) 終局決定以外の裁判とは、終局決定以外の手続的な裁判等をいう。

(7) 裁判によらない子の返還申立事件の終了

ア 子の返還の申立ての取下げ

- ① 子の返還の申立ては、終局決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、申立ての取下げは、終局決定がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする（注）。
- ② ①ただし書により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合には、家庭裁判所は、相手方に対し、申立ての取下げがあったことを通知しなければならないものとする。ただし、申立ての取下げが子の返還申立事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでないものとする。
- ③ ②本文による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、申立ての取下げに同意したものとみなすものとする。②ただし書による場合において、申立ての取下げがあった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。
- ④ 申立ての取下げについては、民事訴訟法第261条第3項及び第262条第1項の規定と同様の規律を設けるものとする。

(注) 中間取りまとめ「3.2 裁判の取下げ」の議論を反映させた内容である。

イ 和解 【③についてP】

- ① 子の返還申立事件における和解については、民事訴訟法第89条、第264条及び第265条の規定と同様の規律を設けるものとする（注）。
- ② ①の和解においては、〔家事事件手続法別表第二の一から五まで、八及び十五に規定する事項並びに離婚〕〔夫婦間の協力扶助に関する処分、婚姻費用の分担に関する処分、子の監護に関する処分、離婚、財産の分与に関する

る処分，離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定，親権者の指定又は変更に関する処分及び請求すべき按分割合に関する処分]についても和解をすることができるものとする。

- ③ 和解を調書に記載したときは，その記載は，確定判決と同一の効力（子の返還の合意が成立し，これを調書に記載した場合にあっては，その記載は，確定した子の返還を命ずる決定と同一の効力）を有するものとする。

(注) 和解条項の書面による受諾（受諾和解・民事訴訟法第264条）及び裁判所が定める和解条項（裁定和解・民事訴訟法第265条）は，本手続においても利用できる場面が想定されるから，これと同様の規律を設けるものとしている。

また，民事訴訟事項に加えて，本来的な家事審判事項について本手続で和解をすることができるようにするためには，法律で明記する必要があると考えられるので，②のような規律を設けることとしている。

和解の効力については，基本的には確定判決と同一の効力を有するものとするが，子の返還の合意に係る部分は，子の返還を命ずる決定と同様に強制執行を行うことが可能とする必要があるため，子の返還を命ずる決定と同一の効力を有するものとしている。

3 不服申立て等

(1) 終局決定に対する不服申立て

ア 即時抗告

(ア) 即時抗告をすることができる裁判

- ① 当事者は，終局決定に対し，即時抗告をすることができるものとする。
- ② 子は，子の返還を命ずる決定に対し，即時抗告をすることができる。
- ③ 手続費用の負担の裁判に対しては，独立して即時抗告をすることができないものとする。

(イ) 即時抗告期間

- ① 終局決定に対する即時抗告は，2週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし，その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

② 即時抗告の期間は、即時抗告をする者が終局決定の告知を受けた日から進行するものとする。

③ 子による即時抗告の期間は、当事者が終局決定の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行するものとする。

(注) ③では、子が終局決定の告知を受ける場合もあれば、受けない場合もあるため（2(6)ウ①ただし書参照）、子による即時抗告の期間の起算点を子が終局決定の告知を受けた日とすることができないことや、基準の明確性等を考慮して、申立人又は相手方が終局決定の告知を受けた日のうち最も遅い日を子による即時抗告期間の起算点としている。

(ウ) 即時抗告の提起の方式等

① 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。

② 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

一 当事者及び法定代理人

二 原決定の表示及びその決定に対して即時抗告をする旨

③ 即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならないものとする。

④ ③による終局決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

⑤ ④の即時抗告は、1週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

⑥ 抗告状が②に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合については、2(1)ア④及び⑤と同様の規律を設けるものとする。

(エ) 抗告状の写しの送付等

① 終局決定に対する即時抗告があった場合には、抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなきを

除き、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならないものとする。

- ② 裁判長は、①の規律による抗告状の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならないものとする。

(オ) 陳述の聴取

抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審における当事者（抗告人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 抗告人については、原審における裁判資料及び抗告理由書記載の抗告の理由に加えて更に陳述を聴取しなくても手続保障に欠けるところはないと認められる場合もあり得ることから、抗告人は、必要的陳述聴取の対象から除外している。

(カ) 抗告裁判所による裁判

- ① 抗告裁判所は、即時抗告について決定で裁判をするものとする。
- ② 抗告裁判所は、即時抗告を理由があると認める場合には、自ら裁判をしなければならないものとする。ただし、(キ)③における民事訴訟法第307条又は第308条第1項と同様の規律により事件を第一審裁判所に差し戻すときは、この限りでないものとする。

(キ) 即時抗告及び抗告審に関するその他の手続

- ① 終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、2の規律（(1)ア⑥、ウ④、(6)ウ③及び④、カ③から⑤まで、ケ④の規律を除く。）と同様の規律を設けるものとする。
- ② 抗告裁判所は、(エ)①の規律による抗告状の写しの送付をすることを要しないときは、①の規律にかかわらず、審理の終結の手続を経ることなく、即時抗告を却下し、又は棄却することができるものとする。
- ③ 終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、

民事訴訟法第283条, 第284条, 第292条, 第298条第1項, 第299条第1項, 第302条, 第303条及び第305条から第308条までの規定と同様の規律を設けるものとする。

イ 特別抗告

(7) 特別抗告をすることができる裁判等

- ① 高等裁判所の終局決定に対しては, その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに, 最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。
- ② ①の抗告(以下「特別抗告」というものとする。)が係属する抗告裁判所は, 抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

(注) 本手続において特別抗告の対象となる終局決定は, 高等裁判所の終局決定に限られる。

(イ) 原裁判の執行停止

- ① 特別抗告は, 執行停止の効力を有しないものとする。ただし, (7)②の抗告裁判所又は原裁判所は, 申立てにより, 担保を立てさせて, 又は立てさせないで, 特別抗告について裁判があるまで, 原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。
- ② ①ただし書の規律により担保を立てる場合において, 供託をするには, 担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならないものとする。
- ③ ②の担保については, 民事訴訟法第76条, 第77条, 第79条及び第80条の規定と同様の規律を設けるものとする。

(ウ) 特別抗告及びその抗告審に関するその他の手続

- ① 特別抗告及びその抗告審に関する手続については, (1)ア(イ)②及び③, (ウ) (④及び⑤を除く。), (エ), (オ), (カ)①及び(キ)の規律と同様の規律を設けるものとする。
- ② 特別抗告及びその抗告審に関する手続については, 民事訴訟法第314条

第2項、第315条、第316条第1項第2号、第321条第1項、第322条、第325条第1項前段、第2項、第3項後段及び第4項、第326条並びに第336条第2項の規定と同様の規律を設けるものとする。

ウ 許可抗告

(7) 許可抗告をすることができる裁判等

- ① 高等裁判所の終局決定（②の申立てについての決定を除く。）に対しては、イ(ア)①の規律による場合のほか、その高等裁判所が②の規律により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。
- ② ①の高等裁判所は、①の終局決定について、最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならないものとする。
- ③ ②の申立てにおいては、イ(ア)①に定める事由を理由とすることはできないものとする。
- ④ ②の規律による許可があつた場合には、①の抗告（以下、(ア)及び(イ)①において「許可抗告」という。）があつたものとみなすものとする。
- ⑤ 許可抗告が係属する抗告裁判所は、②による許可の申立書又は②の申立てに係る理由書に記載された許可抗告の理由についてのみ調査をするものとする。
- ⑥ 許可抗告が係属する抗告裁判所は、終局決定に影響を及ぼすことが明らかかな法令の違反があるときは、原決定を破棄することができるものとする。

(注) ①は、本手続における終局決定に対してはいずれも即時抗告をすることができるから、民事訴訟法第337条第1項ただし書や家事事件手続法第97条第1項ただし書と同様の規律を設ける必要がないことを前提としている。

(イ) 許可抗告及びその抗告審に関するその他の手続

- ① 許可抗告及びその抗告審に関する手続については、(1)ア(イ)②、ウ(④及び⑤を除く。)、エ、オ、カ①及びキ並びにイ(イ)の規律と同様の規律を設けるものとする。
- ② (ア)②の申立てについては民事訴訟法第315条及び第336条第2項の規定と同様の規律を、(ア)②の規律による許可をする場合については同法第318条第3項の規定と同様の規律を、(ア)②の規律による許可があった場合については同法第318条第4項後段、第321条第1項、第322条、第325条第1項前段、第2項、第3項後段及び第4項並びに第326条の規定と同様の規律を設けるものとする。

(2) 終局決定以外の裁判に対する不服申立て

ア 不服申立ての対象

終局決定以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。

イ 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議

- ① 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、子の返還申立事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。ただし、その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。
- ② ①の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 即時抗告期間等

- ① 終局決定以外の裁判に対する即時抗告は、1週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。
- ② ①の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しないものとする。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。

③ ②ただし書の規律により担保を立てる場合における供託及び担保については、(1)イ(イ)②及び③と同様の規律を設けるものとする。

④ 原裁判をした裁判所、裁判官又は裁判長は、即時抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならないものとする。

エ 終局決定以外の裁判に対する不服申立てに関するその他の手続

裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについては、3(1)の規律(ア(ア)①、(イ)①、(エ)及び(オ)の規律を除く。)と同様の規律を設けるものとする。

(注) 終局決定以外の裁判に対する特別抗告については、終局決定に対する特別抗告の場合と異なり、家庭裁判所がした終局決定以外の裁判であって即時抗告をすることができないものもその対象となり得ることから、エにおいては、この点を踏まえた規律を設けることを前提としている。

(3) 裁判の取消し又は変更

ア 裁判の取消し又は変更【詳細な規律はP】

① 子の返還を命ずる決定が確定した後に、事情の変更により、当該裁判を〔維持することを〕不当と認めるに至ったとき、又は当該裁判を維持する必要がなくなると認めるときは、当該裁判をした裁判所は、〔当事者の〕申立てにより、当該裁判を取り消し、又は変更することができるものとする。ただし、子が常居所を有していた国に返還された後は、この限りでないものとする。

② ①の規律による取消し又は変更の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

一 当事者及び法定代理人

二 取消し又は変更を求める決定の表示及びその決定に対して取消し又は変更を求める旨

三 取消し又は変更を求める理由

③ ①の裁判所は、①の規律により裁判を取り消し、又は変更するときは、

当事者（①の申立てをした者を除くものとする。）の陳述を聴かなければならないものとする。

- ④ ①の規律による取消し又は変更の手續には，特別の規律がある場合を除き，各審級における手續に関する規律に倣うものとする。
- ⑤ ①の裁判所は，①の申立てがあった場合において，①の規律による取消し又は変更の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ，かつ，事実上の点につき疎明があったときは，申立てにより，担保を立てさせて，又は立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ，又は担保を立てさせて既にした執行処分取消しを命ずることができるものとする。
- ⑥ ⑤の規律により担保を立てる場合における供託及び担保については，（1）イ（イ）②及び③と同様の規律を設けるものとする。

（注1）①について，「当該裁判を〔維持することを〕不当と認めるに至った」としているのは，事後的な事情の変更によって当初は相当であった裁判の内容が不当になったことを表す趣旨である。この趣旨を明確にするために「維持することを」の文言が必要か否かについては，なお検討することとしている。

また，「当該裁判を維持する必要がなくなると認める時」とは，典型的には，子の返還を命ずる決定が確定した後，当事者間で，子を常居所地国に返還しない旨の合意が成立した場合を想定している。

なお，裁判の取消し又は変更の申立ては，当事者がすることができることを前提としている。

（注2）②の三について，裁判の取消し又は変更は，通常不服申立手續を経た後の特別の救済手段であることから，同じ裁判確定後の特別の救済手段である再審と同様に（（4）ア③，民事訴訟法第343条第3号参照），取消し又は変更を求める理由を申立書の必要的記載事項としている。なお，同様に特別の救済手段（不服申立手續）と位置づけられる特別抗告及び許可抗告においても，理由の記載は，特別抗告の提起及び抗告許可の申立ての要件とされている（（1）イ（ウ）②，ウ（イ）②，民事訴訟法第315条参照）。

（注3）④の「特別の規律がある場合」としては，③の陳述の聴取の規律と，イの即時抗告の規律がある。

また、④による裁判の取消し又は変更の申立てに係る主な手続は、次のとおりである。

- ・ 申立書の記載が②に違反する場合、裁判長が補正を命じ、取消し又は変更の申立人が不備を補正しないときは、裁判長が取消し又は変更の申立書を却下する。(2(1)ア④及び⑤, 3(1)ア(ウ)⑥, イ(ウ)①, ウ(イ)①参照)
- ・ 取消し又は変更の申立てが不適法であることが明らかなきとき、裁判時に存した事情を理由とする取消し又は変更の申立て等、取消し又は変更の申立てに理由がないことが明らかなきときは、①の裁判所は、申立書の写しの送付や審理を終結する日の定めをすることなく、直ちに申立てを却下する。(2(1)ウ①, (5)ア, 3(1)ア(エ)①, (キ)②, イ(ウ)①, ウ(イ)①参照)
- ・ 裁判の取消し又は変更の申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきときを除き、取消し又は変更の申立書の写しを子の返還申立事件の他の当事者及び手続に参加した子に送付しなければならない。(2(1)ウ①, 3(1)ア(エ)①, イ(ウ)①, ウ(イ)①参照)
上記の申立書の写しの送付をすることができない場合(送付に必要な費用を予納しない場合を含む。)には、裁判長が補正を命じ、取消し又は変更の申立人が不備を補正しないときは、裁判長が取り消し又は変更の申立書を却下する。(2(1)ウ②及び③, 3(1)ア(エ)②, イ(ウ)①, ウ(イ)①参照)
- ・ ①の裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをする(なお、事情の変更及びこれにより子の返還を命ずる決定を維持することが不当と認めるに至ったことについては、裁判の取消し又は変更の申立人が第一次的に資料を提出すべきものとする。)(2(3)ア, 3(1)ア(キ)①, イ(ウ)①, ウ(イ)①参照)
- ・ 裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。(2(3)ク, 3(1)ア(キ)①, イ(ウ)①, ウ(イ)①参照)
- ・ 裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきときを除き、裁判の取消し又は変更に係る審理を終結する日を定めなければならない。(2(5)ア, 3(1)ア(キ)①, イ(ウ)①, ウ(イ)①参照)

(注4) 裁判の取消し又は変更の制度は、既に不服申立方法の尽きている裁判に対して更に

再審理の途を開くものであることから、これに伴う執行停止は、再審の申立てに伴う執行停止の場合と同様に厳格な要件とするのが相当であると考えられることから、⑤については、(4)イ①と同様の要件としている。もっとも、子の返還を命ずる決定については、「執行により償うことができない損害が生ずるおそれ」があることが定型的に認められることから、(4)イ①と異なり、その疎明を執行停止の要件に含めていない。

イ 即時抗告

- ① ア①の申立てを却下又は棄却する家庭裁判所の決定に対しては、当該申立てをした者は、即時抗告をすることができるものとする。
- ② ア①の規律により裁判を〔取り消し、又は〕変更する家庭裁判所の決定に対しては、当事者は、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 裁判の取消し又は変更の申立てを理由があると認めた場合には、子の返還を命ずる裁判を取り消した上で、子の返還の申立てを却下する裁判をすることになると考えられることを踏まえ、②においては、当初の裁判を変更する裁判に対して即時抗告をすることができると思えば足りるとも考えられることから、「取り消し、又は」の部分に亀甲括弧を付している。

(4) 再審

ア 再審

- ① 確定した終局決定その他の裁判（事件を完結するものに限るものとする。⑤において同じ。）に対しては、再審の申立てをすることができるものとする。
- ② 再審の手続は、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規律と同様の規律によるものとする。
- ③ ①の再審の申立て及びこれに関する手続については、民事訴訟法第4編の規定（同法第341条及び第349条の規定を除く。）と同様の規律を設けるものとする。
- ④ ③における民事訴訟法第346条第1項の規定と同様の規律による再審開始

の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

- ⑤ ③における民事訴訟法第348条第2項の規定と同様の規律により終局決定その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては、当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

イ 執行停止の裁判

- ① 裁判所は、ア①の再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分を取消しを命ずることができるものとする。
- ② ②の規律による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- ③ ①の規律により担保を立てる場合における供託及び担保については、(1)イ(イ)②及び③と同様の規律を設けるものとする。

4 履行の確保

- ① 義務を定める終局決定をした家庭裁判所（第2の3(1)ア(カ)①，同イ(ウ)①又は同ウ(イ)①の規律により抗告裁判所が義務を定める終局決定をした場合にあつては第一審裁判所である家庭裁判所〔，保全的処分について定める規定により高等裁判所が義務を定める終局決定をした場合にあつては本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。〕）は、権利者の申出があるときは、その決定で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができるものとする。
- ② 義務を定める終局決定をした家庭裁判所は、①による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができるものとする。
- ③ 義務を定める終局決定をした家庭裁判所並びに②により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所（④及び⑤においてこれらの家庭裁判所を「調査及び勧告

をする家庭裁判所」という。)は、家庭裁判所調査官に①による調査及び勧告をさせることができるものとする。

④ 調査及び勧告をする家庭裁判所は、①による調査及び勧告に必要な調査を〔中央当局を含む〕官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の生活の状況その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。

⑤ 調査及び勧告をする家庭裁判所は、①による調査及び勧告の事件の関係人から当該事件の記録の閲覧等又はその複製の請求があった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができるものとする。

(注) 履行勧告の制度(家事事件手続法第289条)を定めたものである。調査を嘱託する官公庁に、中央当局を明記するか否かは検討が必要である。

第3 保全手続及び執行手続【別途検討】

第4 その他

1 審理の状況についての説明

中央当局又は子の返還申立事件の申立人は、子の返還の申立てから六週間が経過したときは、当該子の返還申立事件が係属する裁判所に対し、審理の状況について説明を求めることができるものとする。

2 親権者の指定等についての家事事件の取扱い

親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての家事事件(人事訴訟法第32条第1項及び第3項による附帯処分についての裁判等に係る事件を含むものとする。)が係属している場合において、当該事件が係属している裁判所に対し、当該事件に係る子について不法な連れ去り又は留置があったことが通知されたときは、当該事件が係属している裁判所は、当該事件について裁判〔又は調停〕〔和解〕をしてはならないものとする。ただし、子の返還の申立てが相当の期間内にされない場合又は子の返還申立事件が係属する裁判所が子の返還の申立てを却下する決定が確定した場合は、この限りでないものとする。

(注) 条約第16条は、子の返還に係る条約の目的の実現を促進するため、子が連れ去られた国において監護の権利に関する決定が行われないようにすることを目的として設けられた規定である。同規定は、子が自国に連れ去られ、又は留置されている締約国の司法当局又は行政当局に対し、当該子が不法に連れ去られ、又は留置されている旨の通知を受領した後は、

(ア) 条約に基づいて子が返還されないことが決定により確定されるまで、又は(イ)条約に基づく申請が当該通知を受領した後合理的な期間内に行われない場合を除き、監護の権利の本案についての決定を行わないことを義務付けている。そして、当該義務の履行のため、子が不法に連れ去られ、又は留置されている旨の通知が行われることを確保し、上記(ア)及び(イ)の場合を除いて監護の権利の本案についての決定〔調停〕〔和解〕が行われないようにする必要がある。

以上を前提として、いわゆる本案に関する事件が係属している裁判所に対し、不法な連れ去り又は留置があったこと及び子の返還の申立てがされたことが通知される方法をどのように確保すべきか、なお検討する必要がある。